

神戸市療育ネットワーク会議「第9回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」
議事要旨

(日 時) 令和5年7月25日(木) 15:00~17:00

(場 所) 中央区文化センター10階 1001・1002 会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」について
〈事務局より、これまでの経過と今回の会議の趣旨について説明〉

2. (1) 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制について
こべっこ発達専門チームによるモデル事業について
〈事務局より、資料1、資料2、資料3について説明後、質疑応答〉

(家族相談)

- 保護者からの主訴とともに、集団の中での子どもの見立ても大切であり、保育所や認定こども園等(以下、「保育所等」と支援機関との連携強化が必要だと考える。
- 2~4歳児の発達状況は個々でかなり違う。保育所等の保育だけで十分足りている子どもが、相談先から勧められ児童発達支援事業所に通所しているケースもある。相談したがゆえに児童発達事業等に案内され、療育を受けているという現状がある。見立ての難しさはあるかと思うが、発達二次健診や家族相談を含め、相談を受けた機関が保護者の意向だけでなく、子ども自身の療育の必要性について慎重に考えてあげないといけない。
- 集団で気にならない子どもでも親が心配されているケースもある。こべっこ発達専門チーム(以下、「専門チーム」)では、このような家族からの相談に対応し、不安や悩みを軽減することや適切な支援先へ繋げていくことを目指している。
- 保護者と保育所等との思いが異なる場合に、保護者の同意無しで発達の確認や助言をすることは難しい。専門チームの事業をやる中で、そのようなケースも含めて検証していきたい。
- 保育所等での集団で気になる子どもに対し、支援が必要な場合は「すこやか保育」制度がある。すこやか保育については、専門チームを介さずに、従来通りの流れで保育所等と保護者とが直接お話いただき、区役所へ申請して頂くこととなる。
- 総合療育センターを受診される子どもの4人に1人は発達に問題がない。しかし、1回の診断により、親が安心できるのであれば、その診断にも意味があると考えます。
- 職員のスキルアップのため、保育現場に専門家が出向き助言をするすこやか保育訪問支援や保育所等訪問支援事業の拡充などを進めていかなければならない。
- 保育現場では、発達が気になる子どもをすこやか保育や支援等に繋ぐことが難しいケースがある。行政が介入等しながら、保護者の理解を得て支援に繋げていける仕組みづくりが必要ではないか。
- 専門チームで対応するケースには、保育所等に通う子どもたくさんいると思われる。個人情報の問題もあるが、可能な範囲で保育所等と連携し取り組んでいただきたい。
- 家族相談の結果報告は、保育所等の各所属にも送付されるのか。送付するのであれば、内容は分

かり易い言葉で記載するなどの工夫が必要である。

- 家族相談の結果について、専門チームから所属に送付することは想定していない。分かり易い文面で記載し、保護者にお渡しする。報告書には「集団保育での様子は、引き続き所属先とご相談ください」という趣旨の文言を記載する予定である。相談結果は、保護者が所属先と情報共有したい場合は、保護者から所属先に伝達され内容を見ていただく、という流れになる。
- 家族相談のオンラインによる事前申込みについて、自分自身で登録することが難しい方、例えば、何らかの障害のある保護者の方や在住外国人の方などのフォローについても配慮していただきたい。

(発達二次健診)

- 1歳6か月児健診・3歳児健診や心理相談で、その時点では発達に問題がなく発達二次健診の対象外になった方について、その後の経過をみて気になるところがでてくれば、再度相談や診療を受けられるような仕組みがあるとよい。
- 市ホームページに「子どもの発達の相談・診療が可能な医療機関」の情報が掲載されている。それらの掲載医療機関への、患者の偏りや増加を懸念している医療機関もある。
- 発達障害の専門的医療機関情報が公開されると、多くの受診者が来られ、通常の診療と両立が難しくなる。しかし一方で、障害が軽度の場合は、地域のかかりつけ医で対応しながら、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスなどの事業所と連携して支援していけるような体制になれば良い。
- 要フォロー児教室は、発達二次健診で必要性を判断された後に行くのか。先に繋げるほうが良いケースもあるのではないかな。
- 発達二次健診の対象は、2歳以降を想定している。1歳6か月児健診受診直後では年齢的に判断が難しいため、まず2歳になるまで要フォロー児教室に行って頂き、その後発達二次健診を受診いただくことを想定。また、発達二次健診で専門機関に繋ぐ必要はないが、経過観察が必要と判断された場合についても、要フォロー児教室を案内することを想定している。
- 発達障害、特に自閉スペクトラム症や知的な問題は、専門医であっても2歳を過ぎないと診断がつかないため様子を見ることは必要である。

特別支援教育相談センターの状況/就学相談について

<事務局より、資料4、資料5、資料6について説明後、質疑応答>

- 令和4年度から実施されている就学相談は、保護者が安心できる取り組みになっているとの話を保育現場から頂いている。
- 特別支援学級へ進学した半数以上と、特別支援学校へ進学した中のかかなりの数が就学相談を受けている。就学相談を受けずに、特別支援学級・特別支援学校に進学したのはどのようなケースか。
- 市ホームページで動画配信をしているため就学相談を受けずとも十分情報が得られた方や、どこにも所属がなく就学相談の情報が得られなかった方等が考えられる。また、小学校に相談された保護者でさらに情報提供が必要な場合は、小学校から特別支援教育相談センターを紹介している。
- 自分から相談に行けない方や情報が届きにくい方への配慮もして頂きたい。

- 就学相談を受け、通常の学級に進学している方の相談内容は進学先に情報提供されるのか。
- 就学相談の申込時に、子どもの情報をインターネットで入力して頂くとネットワークプランが自動的に作成されるようになっている。就学相談時に、保護者から同意を得られた場合は、進学先へ情報提供され、ネットワークプランが継続されていく。
- すこやか保育を受けている方の中には、進学先への情報提供を望まない方もいる。ネットワークプランのような仕組みで情報提供してもらえると、就学先へ支援情報がうまく繋がっていくケースが増えていくのではないか。

サポートブックの普及啓発について

<事務局より、資料7について説明後、質疑応答>

(情報連携)

- 保育現場で、支援を必要とする子どもへの関わり方等を検討中で、サポートブックの活用やネットワークプランとの連携を考えていく必要がある。
- 子どもの状況は個々で違うため、サポートブックで子どもの情報を共有し、関わっていくことは非常に大切である。また、研修を通じて支援者と保護者がサポートブックの役割を十分に理解し、子どもの情報を永続的かつ継続的な共有方法として活用していくことも非常に大切である。
- 個人情報の観点から、情報共有は保護者の同意が必須である。保護者が情報共有に前向きであれば了承を得て共有すればよい。一方で、情報を共有しないでほしいと言われる場合は、そこには何らかの支援ニーズがあると捉えればよい。
- 個人情報を知られたくない家庭もある。保護者がサポートブックを提出する先に対し、共有しても良い範囲を伝えた方が良い。保護者向け講座の際には、情報共有の範囲を伝えるよう助言していた。支援者もその点の配慮をして頂きたい。
- プライバシーの問題があるので、安全な方法で情報共有できるシステムを考えていただきたい。
- 情報提供に関しては、保護者の方の判断を最大限に優先すべきである。

(普及啓発)

- サポートブックの講座は「作成が目的」ではなく、「子どものために必要な支援を共有するための手段である」ことを念頭に置いて、サポートブックの普及啓発を行っていくことが大切である。
- 「保護者向け講座」は保護者が子どもを理解していくという意味で、とても大事な取り組みである。自分から申し込むのはハードルがある方もいるので、参加を促すような取り組みが必要になる。
- 「支援者向け講座」について、例えば、受講した支援者が保育所等の保護者を集めてサポートブックの作成を支援するなど、地域の中でそのような取り組みができる人を育てていくことが必要ではないか。
- 児童発達支援事業所の職員から、就学相談時などにサポートブックが役立つことを保護者に対して周知できれば普及に繋がるのではないかと、との意見があった。
- 講座の日程を早めに周知してもらったり、開催時間を就労時間外にしてもらったりすると支援者も保護者も参加しやすい。

- 就学が近づいてくると、子どもの進学を見据えて保護者の意識が変わってくる。サポートブックは、保育所等での集団生活と家庭での療育の両方の情報をまとめて就学先に伝えることができる手段であるということを、保護者にアプローチができれば広がっていくのではないか。

(2) 次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

<事務局より、資料8、資料9、資料10について説明後、質疑応答>

(地域でのネットワーク構築)

- 相談支援事業所など地域で相談できる場所が各区にあるので、そこを活用してもらえれば地域の中にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援事業所の情報などが、利用者や支援者にも伝わりやすくなる。
- 地域の医療機関情報を十分に周知できれば、保護者側は「困った場合、まずは身近な地域の医療機関で相談ができる」、支援者側も同様に「身近な地域の医療機関が支援機関の1つである」という理解も進む。

(情報共有と連携)

- 各分野で個人情報の取扱いや情報共有のルールが異なると思うが、原則として保護者に同意を取る必要がある。保護者に、「情報共有は子どもと保護者を支援するために必要である」ということを理解してもらう必要がある。
- 今後、情報のデジタル化を考えて頂きたい。例えば、1歳6か月児健診・3歳児健診、こべっこ発達専門チームの発達二次健診や家族相談、サポートブック、ネットワークプランなどのサマリーが記録としてデジタル化され、就学時や必要時に適宜活用できるようなものになればよい。
- 乳幼児健診等の情報は電子データで保存されていても、学校などの他機関と情報が繋がっていないのが現状。情報を伝達し活用できるとよい。ただし、個人の権利侵害にならないよう、各関係機関で個人情報を取り扱う人の範囲を決めるなど考えていく必要がある。情報の取り扱いについて、今後国から指針が出てくるかと思うので、是非情報のデジタル化・共有方法を検討して頂きたい。
- 医療機関では、福祉サービスの情報が少ない。子どもや家族に支援が必要な場合などに活用できる福祉サービスのチラシのようなものがあれば良い。

(待機期間の長期化)

- どこの発達専門機関でも相談の待機期間の問題があるが、一番の解決策は療育センターの施設拡充と医師の増員だと考える。兵庫県立こども発達支援センターでは、常勤医師が1名であったのを2名にしたことで待機時間が解消してきているので、検討して頂きたい。
- 必要な人材をどう集めて、どのようにスキルアップを図るのか、またスキルを持つ貴重な人材が離職しないような仕組みも必要である。
- 兵庫県立こども発達支援センターにおける、他市町村との連携を伺いたい。直接受診ではなく市町を通じて紹介されるという流れでの対応であるが、その流れでも待機期間はあるのか。
- 各市町から紹介されて受診という流れが主である。兵庫県立こども発達支援センターの待機期間は現状として2か月程度である。

(教育・保育現場等での人材育成)

- 教育現場では支援を要する子どもが増えている。公立幼稚園では、園児の3割が支援を要する子どもだと聞いた。障害のある子どもと障害のない子どもという区分けではなく、子どもたちを包摂的にみていく支援が今後必要になる。
- 発達障害をはじめ、障害に対する社会の認知や理解をさらに進めていくことが大事。また障害のある子どもと障害のない子どもの交流をより深め、相互理解を推進していくということが大切である。
- 人材育成だけではなく、様々な子どもを受け入れる体制作りは非常に重要である。次期障がい児福祉計画に反映して頂きたい。
- 神戸市では障害児支援利用計画に関する人材育成・人材確保の助成があるので、活用して取り組んでいきたい。
- 神戸市障害者基幹相談支援センターでは、市内の相談支援事業所と委託相談支援センター19か所へ向けた人材育成を行っている。昨年度は障害児支援の研修を委託センター対象に実施。家族の困り事や、ライフステージ毎に必要な支援の把握が弱いと感じた。本人中心支援を念頭に、子どもにとって何が必要かを保護者と一緒にしっかりと考えていける人材を育成することが重要と考える。

(セルフプラン)

- セルフプランが多いことは自立支援協議会の中でも問題になっている。保護者が子どもとの関わり方や療育の必要性について、障害児相談支援事業所に十分な相談ができていないのが現状。子どもはもちろんのこと、保護者を支えることも大事な支援になる。
- セルフプランの中で本当に必要な支援以外のものが含まれてないかの確認が必要になるのではないかと。また、事業所の質の向上も必要である。
- 子どもの計画相談支援が進んでいないのは大きな問題である。相談支援専門員の不足と質の充実を同時並行するのは難しいと思うが、早期に解消して頂きたい。
- 現時点での子どもの療育だけではなく、子どもの将来を見据えて保護者を支えていく必要がある。「就学時のつなぎ」と同様に、18歳になると大人の支援へと移行する。将来スムーズに移行するためにも、セルフプランではなく計画相談支援を利用して計画を作成していってもらえる必要があることを、保護者や支援者に理解してもらいたい。

(すこやか保育)

- 現状、すこやか保育の申請をするには保護者の同意が必要となる。保育現場からは、子どものことを中心に考えれば、保護者の同意に関わらず必要な子どもに支援ができる仕組みが必要である、との意見があった。
- 外来診察時にすこやか保育を勧める際は、どのように伝えるか非常に苦慮しながら説明している。一方で、丁寧な説明をすれば理解され、利用したいと考えを変える方もいる。同意を得られるような制度説明の工夫も必要である。